

法務省矯成第3346号

平成19年5月30日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 梶 木 壽

受刑者の隔離に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、受刑者の隔離に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3305号大臣訓令。以下「訓令」という。）の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行されることに伴い、平成18年5月23日付け法務省矯成第3306号当職依命通達「受刑者の隔離に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしましたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

記

1 隔離の対象

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第76条の規定による隔離（以下単に「隔離」という。）の対象となる被収容者は、受刑者に限られること（これは、受刑者以外の被収容者については、相互の接触を禁ずる等の規定が別に整備されているため（法第35条から第37条までを参照）、隔離の対象とする必要がないことによる。）。

なお、法第76条は、労役場留置者について準用があると考えられること（法第288条）。

2 告知等（訓令第4条関係）

- (1) 訓令第4条の規定により告知を行う場合において、処遇上適当と認めるときは、隔離する具体的な理由についても告知して差し支えないこと。
- (2) 告知の日時及び告知者については、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係帳簿様式（平成13年法務省矯保訓第651号大臣訓令）様式第4号による視察表に記録すること。

3 隔離の中止（訓令第7条関係）

訓令第7条第3項の規定により受刑者の隔離を中止した場合において、保護室

への収容又は閉居罰の執行に引き続きその者を隔離する必要があるときは、改めて訓令第3条の規定による手続をすること。

4 記録

隔離の開始，隔離の期間の更新，隔離の中止又は医師の意見聴取については，視察表に記録すること。

なお，医師の意見聴取については，隔離の開始又は隔離の期間の更新について記録した視察表に適宜記載して差し支えないこと。